

令和5年4月23日執行

垂井町長及び垂井町議会議員選挙

# 公費負担諸用紙の記載例

【選挙運動の公費負担の手引き（別冊）】

垂井町選挙管理委員会

注1 所定の諸用紙類の提出は、立候補届出前の契約を締結された場合は立候補届出時に、立候補届出後の場合は契約締結後直ちに届け出てください。

注2 記載例はあくまでも参考であり、記載している金額等も例示です。記載方法、記載手続等の不明な点につきましては、選挙管理委員会まで御照会ください。

## 目 次

---

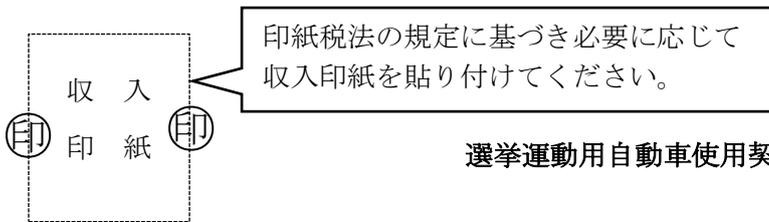
(1) 選挙運動用自動車.....	1
① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）	1
選挙運動用自動車使用契約書（参考例） .....	2
選挙運動用自動車の使用の契約届出書 .....	3
選挙運動用自動車使用証明書（自動車） .....	4
請求書（選挙運動用自動車の使用） .....	5
② 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との個別契約による場合 .....	7
選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例） .....	8
選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例） .....	9
選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考例） .....	10
選挙運動用自動車の使用の契約届出書 .....	11
選挙運動用自動車燃料代確認申請書 .....	12
選挙運動用自動車燃料代確認書 .....	13
選挙運動用自動車使用証明書（自動車） .....	14
選挙運動用自動車使用証明書（燃料） .....	15
選挙運動用自動車使用証明書（運転手） .....	16
請求書（選挙運動用自動車の使用） .....	17
(2) 選挙運動用ビラの作成.....	21
選挙運動用ビラ作成契約書（参考例） .....	22
選挙運動用ビラ作成契約届出書 .....	23
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 .....	24
選挙運動用ビラ作成枚数確認書 .....	25
選挙運動用ビラ作成証明書 .....	26
請求書（選挙運動用ビラの作成） .....	27

(3) 選挙運動用ポスターの作成.....	29
選挙運動用ポスター作成契約書（参考例） .....	30
選挙運動用ポスター作成契約届出書 .....	31
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 .....	32
選挙運動用ポスター作成枚数確認書 .....	33
選挙運動用ポスター作成証明書 .....	34
請求書（選挙運動用ポスターの作成） .....	35

## (1) 選挙運動用自動車の使用

---

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による  
場合（ハイヤー・タクシー）



選挙運動用自動車使用契約書（参考例）

垂井町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

1 使用目的

公職選挙法第141条第1項に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 〇〇〇〇 岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

3 契約期間 令和5年4月18日～令和5年4月22日

※ **立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

4 契約金額 金315,000円（※消費税を含む）  
（内訳 1日につき63,000円（税込）×5日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき垂井町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が垂井町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 垂井町（議会議員・長） 候補者

住所 ※ **候補者届出と一致**

氏名（※ 戸籍名。通称名不可）選挙 花子 

乙 住所 垂井町〇〇番地

名称 株式会社〇〇

※ **個人の場合は個人名** 

法人  
印

代表者 〇〇 〇〇  ※ **法人の代表者印**

**候補者 → 町選管**  
**(契約書写しを添付)**

様式第1号 (第2条関係)

**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**

立候補者届出前の契約の場合は告示日を記載

令和 5年 4月 18日

垂井町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行

**垂井町 (議会議員・長) 選挙**

候補者氏名 **選挙 花子 (※ 戸籍名)**

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日	<u>垂井町〇〇株式会社〇〇代表取締役 〇〇 〇〇</u>	令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>18</u> 日 ～ <u>4</u> 月 <u>22</u> 日	<u>315,000</u> 円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年__月__日				円	
	年 月 日				円	
運転手の雇用	年__月__日				円	
	年 月 日				円	
燃料代	年__月__日				円	
	年 月 日				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。



契約の相手方 → 垂井町

第13号様式（第6条関係）

請求書（選挙運動用自動車の使用）

選挙後の日付であること。

令和5年〇月〇〇日

垂井町長 様

- 1 一般運送契約（ハイヤー等）
- 2 個別契約（自動車の借入契約レンタルなど）
- 3 燃料供給の契約
- 4 運転手雇用の契約

（所在地） 垂井町〇〇番地

（名称） 株式会社〇〇

代表取締役〇〇〇〇

（ここにあっては、その代表者の氏名も記入する。）

以上4つの共通請求書

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 315,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 垂井町（議会議員・長） 選挙
- 4 候補者の氏名 選挙 花子（※ 戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1234567</u>
フリガナ	<u>カ〇〇</u>		
口座名義	<u>(株)〇〇</u>		

備考

- 1 この請求書は、候補者本人の選挙運動に必要とする経費のうち、燃料代、車検料、自動車登録料、道路使用料、手数料、印紙料、その他に受領したものを含む。以下に規定する4桁以下の数字で表す。以下に規定する4桁以下の数字で表す。
- 2 候補者が供託物を没収した場合は、没収した金額を請求する。
- 3 燃料代の請求は、契約期間中に発生した燃料代に限られています。
- 4 この請求書は、自動車、燃料、運転手の各経費について共通の様式です。
- 5 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 6 金額の訂正はできません。金額以外を訂正する場合には、訂正箇所には訂正印又は署名が必要です。契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が訂正する場合にあっては本人の署名又は押印により、代理人が訂正する場合にあっては契約業者等本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により行ってください。（代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認書類の提示又は提出及び当該代理人に訂正が委任されていることを示す書類の提示又は提出を行ってください。）

添付書類

- ・ 請求内訳書
- ・ 使用証明書
- ・ 振込口座通帳の写し（口座番号 名義がわかる箇所）

請求書に添付

(別紙) その1

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

請求内訳書

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>18</u> 日	<u>63,000</u> 円×1台 = <u>63,000</u> 円	64,500円×1台 =64,500円	<u>63,000</u> 円	
令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>19</u> 日	<u>63,000</u> 円×1台 = <u>63,000</u> 円	64,500円×1台 =64,500円	<u>63,000</u> 円	
令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>20</u> 日	<u>63,000</u> 円×1台 = <u>63,000</u> 円	64,500円×1台 =64,500円	<u>63,000</u> 円	
令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>21</u> 日	<u>63,000</u> 円×1台 = <u>63,000</u> 円	64,500円×1台 =64,500円	<u>63,000</u> 円	
令和 <u>5</u> 年 <u>4</u> 月 <u>22</u> 日	<u>63,000</u> 円×1台 = <u>63,000</u> 円	64,500円×1台 =64,500円	<u>63,000</u> 円	
年 月 日	円 台	64,500円×1台 =64,500円		<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;">                     契約書の内容と一致すること。                 </div>
	= 円	64,500円×1台 =64,500円		
計			<b>315,000</b> 円	

金額は省略できません。

契約書の内容と一致すること。

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか一方の金額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

② 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との個別契約による場合

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

垂井町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。※ 候補者名は候補者届出と一致させる。

### 1 使用目的

公職選挙法第141条第1項に定める選挙運動用自動車として使用する。

### 2 使用車種及び登録番号 〇〇〇〇 岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

### 3 契約期間 令和5年4月18日～令和5年4月22日

※ 立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

### 4 契約金額 金 75,000円（※消費税を含む） （内訳 1日につき 15,000円（税込）× 5日間）

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき垂井町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が垂井町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日※ 契約日は告示日前でも可能

甲 垂井町（議会議員・長） 候補者

住所 ※ 候補者届出と一致

氏名（※ 戸籍名。通称名不可）選挙 花子 ㊟

乙 住所 垂井町〇〇番地

名称 株式会社〇〇レンタカー

※ 個人の場合は個人名 ㊟

代表者 〇〇 〇〇 ㊟※ 法人の代表者印

法人  
印

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

垂井町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。※ 候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 令和5年4月18日～令和5年4月22日

※ 立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載

2 供給場所

所在地 垂井町〇〇番地

名称 株式会社〇〇石油

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 〇〇〇〇 岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

4 契約金額 金37,500円（※消費税を含む）

（単位10当たり150円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき垂井町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が垂井町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日※ 契約日は告示日前でも可能

甲 垂井町（議会議員・長） 候補者

住所 ※ 候補者届出と一致

氏名（※ 戸籍名。通称名不可）選挙 花子 ㊟

乙 住所 垂井町〇〇番地

名称 株式会社〇〇石油

※ 個人の場合は個人名 ㊟

法人  
印

代表者 〇〇 〇〇 ㊟※ 法人の代表者印

## 選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考例）

垂井町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。） 選挙 花子（以下「甲」という。と〇〇 〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

### 1 業務内容

公職選挙法第141条第1項に定める選挙運動用自動車の運転

### 2 契約期間 令和5年4月18日～令和5年4月22日

※ **立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

### 3 運転する車の車種及び登録番号 〇〇〇〇 岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

### 4 契約金額 金60,000円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき12,000円（税込）×5日間）

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき垂井町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が垂井町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 垂井町（議会議員・長） 候補者

住 所 ※ **候補者届出と一致**

氏 名（※ 戸籍名。通称名不可） 選挙 花子 ㊟

乙 住 所 垂井町〇〇番地

氏 名 〇〇 〇〇 ㊟

候補者 → 町選管  
(契約書写しを添付)

様式第1号 (第2条関係)

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

立候補者届出前の契約の場合は告示日を記載

令和5年4月18日

垂井町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行

垂井町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 **選挙 花子 (※ 戸籍名)**

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約書の内容と一致すること。			契約内容		備考
		契約年月日	氏名、名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	借入期間等	契約金額		
自動車の借入れ	令和5年4月1日	垂井町〇〇株式会社〇〇レンタカー代表取締役 〇〇 〇〇	令和5年4月18日 ～4月22日	75,000円			
	年 月 日			円			
運転手の雇用	令和5年4月1日	垂井町〇〇 〇〇 〇〇	令和5年4月18日 ～4月22日	60,000円			
	年 月 日			円			
燃料代	令和5年4月1日	垂井町〇〇株式会社〇〇石油代表取締役 〇〇 〇〇	岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	37,500円	10150円		
	年 月 日			円			

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

**候補者 → 町選管**

様式第4号（第3条関係）

**選挙運動用自動車燃料代確認申請書**

申請日を記載（告示日以降の日） 令和 5年 4月 〇〇日

垂井町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行

垂井町（議会議員・長） 選挙

候補者氏名 選挙 花子（※ 戸籍名）

次の選挙運動用自動車燃料代につき、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 5年 4月 1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
垂井町〇〇番地（株）〇〇石油 代表取締役〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

4 確認申請金額 8,250 円

燃料代は 7,700 円×5 日が限度額となります。

区 分	購 入 金 額	左記の金額又は確認申請金額	備 考
前回までの累積金額（a）	<u>11,250</u> 円	<u>11,250</u> 円	
今回の購入金額（b）	<u>8,250</u> 円	<u>8,250</u> 円	
燃料代計（a）+（b）	<u>19,500</u> 円	<u>19,500</u> 円	
備 考			

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から垂井町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第7号（第3条関係）

町選挙管理委員会が作成  
候補者は作成する必要はありません

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第 〇〇号

令和 5年 4月 〇〇日

垂井町選挙管理委員会

委員長 小藪 鉄男 印

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 垂井町（議会議員・長） 選挙
- 2 候補者の氏名 選挙 花子
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇
- 4 確認金額 19,500円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、垂井町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)  
候補者 → 契約の相手方 → 町選管

様式第10号(その1) (第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

証明日を記載(使用の最終日以降の日) 令和5年4月〇〇日

令和5年4月23日執行

垂井町(議会議員・長)選挙

候補者氏名 選挙 花子(※ 戸籍名)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業 者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以 外的場合
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	垂井町〇〇番地 (株)〇〇レンタカー 代表取締役 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号又 は車両番号	運送等年月日	運送等金額
〇〇〇〇 岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	令和5年4月18日	15,000円
〃	令和5年4月19日	15,000円
〃	令和5年4月20日	15,000円
〃	令和5年4月21日	15,000円
〃	令和5年4月22日	15,000円
備考	備考	

契約書の内容と一致す  
ること。

選挙運動用自動車として実際に使  
用した日を記載すること。  
金額や単価は「同上」「〃」等で  
省略記載はできません。

- この証  
明書を  
発行し  
てくだ  
さい。
- 運送事  
業者と  
の運送  
契約に  
よる場  
合は、  
この証  
明書を  
発行し  
てくだ  
さい。
- この証  
明書を  
発行し  
た候補  
者につ  
いて供  
託物が  
没収さ  
れた場  
合は、  
この証  
明書を  
発行し  
てくだ  
さい。
- 公費負  
担の限  
度額は  
、選挙  
運動用  
自動車  
1台に  
つき1  
日当り  
次の金  
額まで  
です。  
(1) 一  
般乗用  
旅客自  
動車運  
送事業  
者との  
運送契  
約によ  
る場合 64,500円  
(2) (1)  
以外の  
場合 16,100円
- 同一の  
日にお  
いて一  
般乗用  
旅客自  
動車運  
送事業  
者との  
運送契  
約(「運  
送等契  
約区分  
」欄の  
1)とそ  
れ以外  
の契約  
(「運送  
等契約  
区分」  
欄の2)  
とのい  
ずれも  
が締結  
された  
場合に  
は、公  
費負担  
の対象  
となる  
のは候  
補者の  
指定す  
る一  
の契約  
に限ら  
れてい  
ますの  
で、そ  
の指定  
をした  
一の契  
約のみ  
について  
記載し  
てくだ  
さい。
- 同一の  
日にお  
いて一  
般乗用  
旅客自  
動車運  
送事業  
者との  
運送契  
約又は  
それ以  
外の契  
約によ  
り2台  
以上の  
選挙運  
動用自  
動車が  
使用さ  
れる場  
合には  
、公費  
負担の  
対象と  
なるの  
は候補  
者の指  
定する  
1台に  
限ら  
れてい  
ますの  
で、そ  
の指定  
をした  
1台の  
みにつ  
いて記  
載し  
てくだ  
さい。
- 5の場  
合には  
候補者  
の指定  
した契  
約以外  
の契約  
及び6  
の場合  
には候  
補者の  
指定し  
た選挙  
運動用  
自動車  
以外の  
選挙運  
動用自  
動車に  
ついて  
は、垂  
井町に  
支払を  
請求す  
ること  
はでき  
ません。

(請求書に添付)  
候補者 → 契約の相手方 → 町選管

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

証明日を記載 (供給の最終日以降の日) 令和5年4月〇〇日

令和5年4月23日執行

垂井町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 選挙 花子 (※ 戸籍名)

契約書の内容と一致すること。

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		<u>垂井町〇〇番地</u> <u>(株)〇〇石油代表取締役 〇〇 〇〇</u>		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年4月18日	<u>岐阜〇〇〇</u> <u>あ 〇〇-〇〇</u>	30 l	4,500 円	
令和5年4月19日	<u>岐阜〇〇〇</u> <u>あ 〇〇-〇〇</u>	25 l	3,750 円	
令和5年4月20日	<u>岐阜〇〇〇</u> <u>あ 〇〇-〇〇</u>	20 l	3,000 円	
令和5年4月21日	<u>岐阜〇〇〇</u> <u>あ 〇〇-〇〇</u>	25 l	3,750 円	
令和5年4月22日	<u>岐阜〇〇〇</u> <u>あ 〇〇-〇〇</u>	30 l	4,500 円	

備考

(注意)

燃料代の場合は、給油伝票の写しを添付いただきますが、給油伝票については、次の点に注意して下さい。

- ・ 契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
- ・ 給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できること。
- ・ 給油日、ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。

5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、垂井町に支払を請求することはできません。

6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(請求書に添付)  
候補者 → 契約の相手方 → 町選管

様式第10号 (その3) (第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

証明日を記載 (雇用の最終日以降の日)

令和5年4月〇〇日

令和5年4月23日執行

垂井町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 選挙 花子 (※ 戸籍名)

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

契約書の内容と一致  
すること。

運転手の氏名及び住所	住所 <u>垂井町〇〇番地</u>	
	氏名 <u>〇〇 〇〇</u>	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和5年4月18日	12,000円	
令和5年4月19日	12,000円	
令和5年4月20日	12,000円	
令和5年4月21日	12,000円	
令和5年4月22日	12,000円	

備考

選挙運動用自動車の運転業務に、実際従事させた日及び報酬額を記載する。

金額や単価は「同上」「〃」等で省略記載はできません。

- この証明書は、候補者及びその選挙運動用自動車運転手等が、選挙運動用自動車を運転するに提出し、選挙運動用自動車の運転業務に、実際従事させた日及び報酬額を記載する。
- この証明書を発行した候補者について、供託物を提出し、選挙運動用自動車を運転するに提出し、選挙運動用自動車の運転業務に、実際従事させた日及び報酬額を記載する。
- この証明書を発行した候補者について、供託物を提出し、選挙運動用自動車を運転するに提出し、選挙運動用自動車の運転業務に、実際従事させた日及び報酬額を記載する。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、垂井町に支払を請求することはできません。

契約の相手方 → 垂井町

第13号様式（第6条関係）

請求書（選挙運動用自動車の使用）

選挙後の日付であること。

令和5年〇月〇〇日

垂井町長 様

- 1 一般運送契約（ハイヤー等）
- 2 個別契約（自動車の借入契約レンタルなど）
- 3 燃料供給の契約
- 4 運転手雇用の契約

（所在地） 垂井町〇〇番地  
 （名称） (株)〇〇レンタカー  
代表取締役〇〇〇〇

（ここにあっては、その代表者の氏名も記入する。）

以上4つの共通請求書

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 75,000円（※ 個別契約 自動車借上げの例）
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 垂井町（議会議員・長）選挙
- 4 候補者の氏名 選挙 花子（※ 戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1234567</u>
フリガナ	<u>か)〇〇レンタカー</u>		
口座名義	<u>(株)〇〇レンタカー</u>		

備考

- 1 この請求書は、候補者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
- 2 候補者が供託物を没収したものをいう。以て
- 3 燃料代の請求は、契約金額の範囲内に限
- 4 この請求書は、自動車
- 5 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
- 6 金額の訂正はできません。金額以外を訂正する場合には、訂正箇所

添付書類

- ・ 請求内訳書
- ・ 確認書（燃料代の場合）
- ・ 使用証明書
- ・ 給油伝票の写し（燃料代の場合）
- ・ 振込口座通帳の写し（口座番号 名義がわかる箇所）

(別紙) その2

請求書に添付

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

請求内訳書

(1) 自動車

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 5 年 4 月 18 日	15,000円×1台 =15,000円	16,100円×1台 =16,100円	15,000円	
令和 5 年 4 月 19 日	15,000円×1台 =15,000円	16,100円×1台 =16,100円	15,000円	
令和 5 年 4 月 20 日	15,000円×1台 =15,000円	16,100円×1台 =16,100円	15,000円	
令和 5 年 4 月 21 日	15,000円×1台 =15,000円	16,100円×1台 =16,100円	15,000円	
令和 5 年 4 月 22 日	15,000円×1台 =15,000円	16,100円×1台 =16,100円	15,000円	
年 月 日	円 台	16,100円×1台 =16,100円	円	
年 月 日	= 円	16,100円×1台 =16,100円	円	
計			75,000円	

金額は省略できません。

契約書の内容と一致すること。

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間の
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いす

請求書の請求金額と一致

ださ

(別紙) その2

請求書に添付

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

請求内訳書

(2) 燃料

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年4月18日	岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×30L =4,500円			
令和5年4月19日	岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×25L =3,750円			
令和5年4月20日	岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×20L =3,000円			
令和5年4月21日	岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×25L =3,750円			
令和5年4月22日	岐阜〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×30L =4,500円			
年 月 日		円 × L = 円			
年 月 日		円			
計		19,500円	19,500円	19,500円	

金額は省略できません。

契約書の内容と一致すること。

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄の金額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求書の請求金額と一致

(別紙) その2

請求書に添付

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

請求内訳書

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 5年 4月 18日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和 5年 4月 19日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和 5年 4月 20日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和 5年 4月 21日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和 5年 4月 22日	12,000円	12,500円	12,000円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			60,000円	

金額は省略できません。

契約書の内容と一致すること。

備考

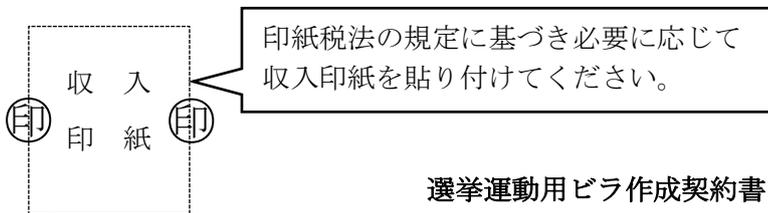
「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、

請求書の請求金額と一致

ください。

## (2) 選挙運動用ビラの作成

---



### 選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

垂井町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。※ 候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ
- 2 規 格 29.7cm × 21cm  
 ※ 法令規格内（長さ29.7cm × 幅21cm以内）
- 3 作成枚数 4,000枚  
 ※ 公営の限度枚数：① 町長 5,000枚 ② 町議会議員 1,600枚
- 4 契約金額 金30,000円（※消費税を含む）  
 （単価7.5円（税込） × 4,000枚）
- 5 納入期限 令和5年4月17日  
 ※ 告示日前でも可。ただし、契約日以降の日
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき垂井町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が垂井町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年4月1日※ 契約日は告示日前でも可能

甲 垂井町（議会議員・長） 候補者

住 所 ※ 候補者届出と一致

氏 名 (※ 戸籍名。通称名不可) 選挙 花子 ㊟

乙 住 所 垂井町〇〇番地

名 称 株式会社〇〇印刷

※ 個人の場合は個人名 ㊟

法人  
印

代表者 〇〇 〇〇 ㊟※ 法人の代表者印

候補者 → 町選管  
(契約書写しを添付)

様式第2号 (第2条関係)

選挙運動用ビラ作成契約届出書

立候補者届出前の契約の場合は告示日を記載

令和5年4月18日

垂井町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行

垂井町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 選挙 花子 (※ 戸籍名)

次のとおり選挙運動用ビラの作成締約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年4月1日	<u>垂井町〇〇番地</u> <u>(株)〇〇印刷</u> <u>代表取締役〇〇 〇〇</u>	4,000 枚	30,000 円	<u>1枚当たり単価</u> <u>7円50銭</u>
	↑	枚	円	
	契約書の内容と一致すること。	枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

**候補者 → 町選管**

様式5号（第3条関係）

**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書**

枚数が確定していれば、立候補届時に申請できます。

令和5年4月〇〇日

垂井町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行

垂井町（議会議員・長）選挙

候補者氏名 選挙 花子（※ 戸籍名）

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年4月1日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
垂井町〇〇番地（株）〇〇印刷 代表取締役〇〇 〇〇

3 確認申請枚数 4,000 枚

限度枚数

町長：5,000 枚、町議：1,600 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数	備 考
前回までの累積枚数（a）	<u>0</u> 枚	<u>0</u> 枚	
今回の枚数（b）	<u>4,000</u> 枚	<u>4,000</u> 枚	
枚数計（a）+（b）	<u>4,000</u> 枚	<u>4,000</u> 枚	
備 考			

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から垂井町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

町選挙管理委員会が作成  
候補者は作成する必要はありません

様式第8号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第 〇〇号

令和 5年 4月 〇〇日

垂井町選挙管理委員会

委員長 小藪 鉄男 印

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 垂井町（議会議員・長） 選挙
- 2 候補者の氏名 選挙 花子
- 3 確認枚数 4,000 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、垂井町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)  
候補者 → 契約の相手方 → 町選管

様式第11号 (第5条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の履行(納品)後の日付であること。

令和5年4月〇〇日

令和5年4月23日執行

垂井町(議会議員・長)選挙

候補者氏名 選挙 花子 (※戸籍名)

契約書の内容と一致  
すること。

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	垂井町〇〇番地 (株)〇〇印刷 代表取締役〇〇 〇〇
作成枚数	4,000枚
作成金額	30,000円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が垂井町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、垂井町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数
    - ア 垂井町議会議員選挙の場合 1,600枚
    - イ 垂井町長選挙の場合 5,000枚
  - (2) 限度額 7円73銭(単価)×(1)の枚数

契約の相手方 → 垂井町

請求書（選挙運動用ビラの作成）

選挙後の日付であること。

令和5年〇月〇〇日

垂井町長 様

住所（所在地） 垂井町〇〇番地

氏名（名称） (株)〇〇印刷

代表取締役〇〇 〇〇

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。）

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 12,000 円 請求内訳書（別紙）から転記
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 垂井町（議会議員・長） 選挙
- 4 候補者の氏名 選挙 花子（※戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名	<u>〇〇信用金庫</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1234567</u>
フリガナ	<u>か)〇〇イサツ</u>		
口座名義	<u>(株)〇〇印刷</u>		

備考

- 1 この請求書は、候補者の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を提出した後に提出してください。
- 3 この請求書には、
- 4 契約業者等（法人にあっては、その代理人）が届け出てください。ただし、代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認書類の提示又は提出及び当該代理人に訂正が委任されていることを示す書類の提示又は提出を行ってください。
- 5 金額の訂正はできません。金額以外を訂正する場合には、訂正箇所に訂正印又は署名が必要です。契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が訂正する場合には本人の署名又は押印により、代理人が訂正する場合には契約業者等本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により行ってください。（代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認書類の提示又は提出及び当該代理人に訂正が委任されていることを示す書類の提示又は提出を行ってください。）

**添付書類**

- ・ 請求内訳書
- ・ 確認書
- ・ 作成証明書
- ・ 振込口座通帳の写し（口座番号、名義がわかる箇所）

(別紙)

請求書に添付

(選挙運動用ビラの作成)

請求内訳書

候補者氏名 (※戸籍名) 選挙 花子

契約書から転記

	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B)	備考
作成金額	<u>7.5</u> 円	<u>4,000</u> 枚	<u>30,000</u> 円	
基準限度額	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C) × (D)	備考
	7.73 円	<u>4,000</u> 枚	<u>30,920</u> 円	
請求金額	単価 (E)	枚数 (F)	金額 (E) × (F)	備考
	<u>7.5</u> 円	<u>4,000</u> 枚	<u>30,000</u> 円	

確認書から転記

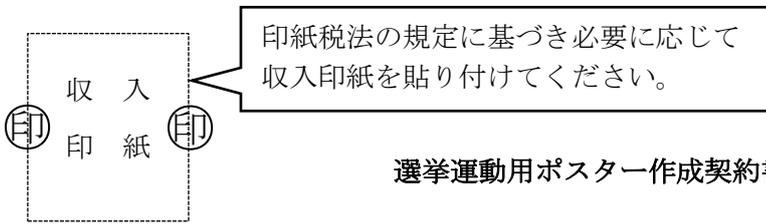
備考

- (D) 欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (E) 欄には、(A) 欄と (C) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- (F) 欄には、(B) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請求書の請求金額と一致

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

---



選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

**垂井町（議会議員・長）** 選挙候補者（※ **戸籍名。通称名不可。**）**選挙 花子**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇印刷**（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

- 1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定める選挙運動用ポスター
- 2 規 格 **42** cm × **30** cm
- 3 作成枚数 **100** 枚
- 4 契約金額 金**400,000**円（※ 消費税を含む）  
（単価**4,000**円（税込）×**100**枚）
- 5 納入期限 令和**5**年**4**月**17**日  
※ **告示日前でも可。ただし、契約日以降の日**
- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき垂井町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が垂井町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により垂井町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和**5**年**4**月**1**日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 **垂井町（議会議員・長）** 候補者

住 所 ※ **候補者届出と一致**

氏 名（※ **戸籍名。通称名不可**）**選挙 花子** 

乙 住 所 **垂井町〇〇番地**

名 称 **株式会社〇〇印刷**

※ **個人の場合は個人名** 



代表者 **〇〇 〇〇**  ※ **法人の代表者印**

候補者 → 町選管  
(契約書写しを添付)

様式第3号 (第2条関係)

選挙運動用ポスター作成契約届出書

立候補者届出前の契約の場合は告示日を記載

令和5年4月18日

垂井町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行

垂井町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 選挙 花子 (※ 戸籍名)

次のとおり選挙運動用ポスターの作成締約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年4月1日	<u>垂井町〇〇番地</u> <u>(株)〇〇印刷</u> <u>代表取締役〇〇 〇〇</u>	100枚	400,000円	
		枚	円	
		枚	円	

契約書の内容と一致すること。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

**候補者 → 町選管**

様式第6号（第3条関係）

**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書**

**枚数が確定していれば、立候補届時に申請できます。**

令和 5 年 4 月 〇〇 日

垂井町選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行

**垂井町（議会議員・長）選挙**

候補者氏名 **選挙 花子（※ 戸籍名）**

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 5 年 4 月 1 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
**垂井町〇〇番地 (株)〇〇印刷 代表取締役〇〇 〇〇**

3 確認申請枚数 **82** 枚

**限度枚**

**ポスター掲示場数 82 か所**

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数	備 考
前回までの累積枚数 ( a )	<u>0</u> 枚	<u>0</u> 枚	
今 回 の 枚 数 ( b )	<u>100</u> 枚	<u>82</u> 枚	
枚 数 計 ( a ) + ( b )	<u>100</u> 枚	<u>82</u> 枚	
備 考			

**備考**

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から垂井町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

町選挙管理委員会が作成  
候補者は作成する必要はありません

様式第9号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第 〇〇号

令和 5年 4月 〇〇日

垂井町選挙管理委員会

委員長 小藪 鉄男 印

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年4月23日執行 垂井町（議会議員・長） 選挙
- 2 候補者の氏名 選挙 花子
- 3 確認枚数 82 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、垂井町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)  
候補者 → 契約の相手方 → 町選管

様式第12号 (第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行 (納品) 後の日付であること。

令和5年4月〇〇日

令和5年4月23日執行

垂井町 (議会議員・長) 選挙

候補者氏名 選挙 花子 (※ 戸籍名)

契約書の内容と一致  
すること。

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	<u>垂井町〇〇番地</u> <u>(株)〇〇印刷 代表取締役〇〇 〇〇</u>
作成枚数	<u>100</u> 枚
作成金額	<u>400,000</u> 円
当該選挙における ポスター掲示場数	<u>82</u> か所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が垂井町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、垂井町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - (1) 枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数
  - (2) 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。) × (1) の枚数

第15号様式（第6条関係）

請求書（選挙運動用ポスターの作成）

選挙後の日付であること。

令和5年〇月〇〇日

垂井町長 様

住所（所在地） 垂井町〇〇番地

氏名（名称） (株)〇〇印刷

代表取締役〇〇 〇〇

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する。）

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 328,000 円 請求内訳書（別紙）から転記
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年4月23日執行 垂井町（議会議員・長） 選挙
- 4 候補者の氏名 選挙 花子（※ 戸籍名）
- 5 振込先

金融機関名	<u>〇〇信用金庫</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1234567</u>
フリガナ	<u>カ)〇〇インサツ</u>		
口座名義	<u>(株)〇〇印刷</u>		

備考

- 1 この請求書は、候補者成証明書とともに選挙の
- 2 候補者が供託物を没
- 3 契約業者等（法人に  
は提出を、その代理人が  
の提示又は提出を行って  
の他の措置がある場合は
- 4 金額の訂正はできません。金額以外を訂正する場合には、訂正箇所に訂正印又は署名が必要です。契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が訂正する場合には本人の署名又は押印により、代理人が訂正する場合には契約業者等本人の印鑑による押印又は代理人の署名若しくは押印により行ってください。（代理人の署名又は押印により確認する場合には、代理人の本人確認書類の提示又は提出及び当該代理人に訂正が委任されていることを示す書類の提示又は提出を行ってください。）

添付書類

- ・ 請求内訳書
- ・ 確認書
- ・ 作成証明書
- ・ 振込口座通帳の写し（口座番号、名義がわかる箇所）

(別紙)

請求書に添付

(選挙運動用ポスターの作成)

請求内訳書

候補者氏名 (※戸籍名) 選挙 花子

当該選挙 ポスター		82 箇所		
作成金額	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B)	備考
	4,000 円	100 枚	400,000 円	
基準限度額	単価 (C)	枚数 (D)	金額 (C) × (D)	備考
	4,399 円	82 枚	360,718 円	
請求金額	単価 (E)	枚数 (F)	金額 (E) × (F)	備考
	4,000 円	82 枚	328,000 円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には選挙運動用ポスターのポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (E) 欄には、(A) 欄と (C) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F) 欄には、(B) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 (E) × (F) の欄に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は、1 円としてください。

請求書の請求金額と一致